

四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第 515 号 第五種共同漁業権行使規則

平成 25 年 9 月 1 日 認可

平成 27 年 5 月 29 日 一部変更認可

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 515 号第五種共同漁業権（以下「内共第 515 号」という。）の管理及び行使に必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を行う権利を有する者の資格)

第 2 条 内共第 515 号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業をイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を行う権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	徒手採捕、さお漁、しゃくり漁、金突、すくい網、と網、なげ網、大正網（たたき網）	組合員全員
	瀬張網、火光利用建網	4 年以上正組合員
うなぎ漁業	さお漁、ひごづり、うなぎもじ、金突、徒手採捕、うばしはさみ漁、はえなわ漁	組合員全員
あまご漁業	さお漁、徒手採捕、と網、なげ網	組合員全員

(漁業の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄の件数並びにエ欄の規模の範囲内において、オ欄の区域内及びカ欄の期間中でなければ行ってはならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 件数	エ 規模	オ 区域	カ 期間
あゆ漁業	徒手採捕			内共第 515 号第五種共同漁業権区域内	5 月 15 日から 10 月 15 日まで 及び 12 月 1 日 から 12 月 31 日まで
	さお漁		(通称「しゃびき」を含む)		
	しゃくり漁		(通称「箱びん」を使用)		
	金突		(通称「つんじゃくり」を含む)		
	すくい網		網口の周囲 2 メートル以下		7 月 1 日から 10 月 15 日まで 及び 12 月 1 日 から 12 月 31 日まで
	と網		網口の周囲 25 メートル以下		
	なげ網 大正網 (たたき網)		高さ 70 センチメートル以内、長さ 20 メートル以内		
	瀬張網	10 件	網節目 12 節もじ 15 個以内、高さ 1.5 メートル以内		
火光利用建網	58 件	舟 1 艘。網 10 把以内。高さ 1.5 メートル以内、長さ 30 メートル以内			
うなぎ漁業	さお漁 ひごづり			4 月 1 日から 9 月 30 日まで	
	うなぎもじ		15 個以内		

	徒手採捕 うばしはえなわ 漁			
	金突			8月1日から 9月30日まで
あまご 漁業	さお漁 徒手採捕			3月1日から 9月30日まで
	と網		網口 25メートル以内	7月1日から
	なげ網		高さ70センチメートル以内、長さ20メートル以内	9月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、10月16日から11月30日までの期間内において、あゆ漁業を営むことができる期間を延長することができる。
- 3 第1項ただし書の規定に基づく漁業の方法等の制限及び第2項の規定に基づく漁業を営むことができる期間の延長をしようとする場合は、理事は、四万十川上流淡水漁業協同組合漁業管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域または期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 4 網漁業による方法は、潜水眼鏡、金突及び発射装置によるもり（水中鉄砲）を併用してはならない。
- 5 大正網（たたき網）なげ網漁法は日没時より日の出時までには使用してはならない。
- 6 あゆ漁業中、しゃくり漁法は6月1日より7月31日まで及び10月15日以後は潜水眼鏡の使用をしてはならない。
- 7 大正網（たたき網）使用は補助員1名とする。
- 8 火光利用建網漁業は、日没時より日の出時までとする。

（漁業管理委員会）

第4条 内共第515号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に四万十川上流淡水漁業協同組合漁業管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

（管理委員会の構成）

- 第5条 管理委員会は委員7人を持って組織する。
- 2 委員は、第2条に規定する漁業を行う権利を有する資格者の中から理事が選任する。
 - 3 委員の任期は3年とする。
 - 4 補欠委員は前任者の残任期間とする。

（行使の内容となるべき事項の決定）

第6条 管理委員会は第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

（勘案事項）

- 第7条 管理委員会は次の事項を勘案して第2条に規定する漁業を行う者を定めなければならない。
- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度
 - (2) その者の当該漁業の行われる漁場に対する生活依存度
 - (3) その者の当該漁業の経営能力

（管理委員会に対する指示）

第8条 理事は、管理委員会に対し、漁業調整のため必要があると認める場合又は、管理委員会が第6条の規定を行わなかった場合は、漁場の利用等に関し必要な指示をすることができる。

(漁業管理費の負担)

第9条 内共第515号の内容となっている漁業を行う組合員は、内共第515号の維持管理にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第10条 内共第515号の内容となっている漁業を行う組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則の規定に違反したときは、理事は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共第515号の内容となっている漁業を行う組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課すことができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は規約で定める。

附則

この行使規則は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この行使規則は、平成27年6月1日から施行する。